東海村太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例の概要

（１）条例対象

次のいずれかに該当する太陽光発電を設置する場合，本条例の対象となります。

①10kW以上の太陽光発電施設

②抑制区域に設置する太陽光発電施設　※抑制区域の内容は，東海村太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例施行規則別表第1を参照すること。

※建築物に設置するもの，電気事業者その他の者に電気を供給しないものは除く。

（２）手続きのフロー

事前確認 （条例第10条）	●必要資料（規則第5条） ①太陽光発電設備設置工事等事前確認書（様式第1号） ②位置図（都市計画図，住宅地図等で作成したもの） ③説明範囲（隣接住民，または地域住民の範囲）を示す図面及びリスト ※説明範囲については，別紙「説明範囲の考え方」を参照すること。 ④説明会（または戸別）配布資料 （事業者概要，位置図，計画図，対策（反射，騒音，フェンス，監視体制等），工事工程，施工実績等を記載したもの） ⑤公図の写し（計画区域を明示したもの）
↓	
標識の設置 （条例第12条第１項）	**※説明の実施30日前までに設置すること。** ●標識の内容（規則第7条） ・太陽光発電設備設置工事のお知らせ（様式第3号）
↓	
標識の設置報告 （条例第12条第２項）	●報告資料（規則第7条） ①太陽光発電設備設置工事のお知らせ標識設置報告書（様式第4号） ②標識の設置場所を示す図面 ③標識の設置状況，記載内容を示す写真等
↓	
説明の実施 （条例第11条第１項）	
↓	
説明の報告 （条例第11条第３項）	●必要資料（規則第6条） ①太陽光発電設備設置工事等説明報告書（様式第2号） ②説明会配布資料 ③出席者名簿（戸別説明の場合は，配布先及び計画への意見の有無をリストにしたもの） ④会議録（戸別説明の場合は，計画への意見に対する事業者の回答をリストにしたもの） ⑤説明会写真（実施した場合に限る。） ⑤その他村長が必要と認めるもの
↓	
計画書の提出及び協議 （条例第13条第１項）	**※工事の着手60日前までに提出すること。** ●必要資料（規則第8条第1項） ①太陽光発電設備の設置，管理等に関する計画協議書（様式第5号） ②太陽光発電設備の設置，管理等に関する計画書（様式第6号） ③別表3に掲げる書類 ・設置者の住民票に写し（法人その他の団体は，当時事項証明書） ・位置図　・土地利用計画図　・土地求積図　・土地造成計画平面図 ・土地造成計画断面図（縦断図及び横断図）　・雨水排水計画図 ・事業区域の公図の写し(計画書提出日3ヶ月以内) ・事業区域の土地の登記事項証明書(計画書提出日3ヶ月以内）又は賃借契約書 ・工事工程表 **※計画書の内容を変更しようとするときは，当該変更に伴う計画書（規則第8条第2項）を村長に提出し，協議しなければならない。ただし，変更事項が軽微なもの（規則第8条第3項）については，この限りでない。** ●必要資料（規則第8条第2項） ①太陽光発電設備の設置，管理等に関する変更計画協議書(様式第7号) ②太陽光発電設備の設置，管理等に関する変更計画書(様式第8号) ③変更を明らかにする書類 ●変更事項が軽微なもの（規則第8条第3項） ①事業区域の縮小 ②太陽光発電設備の出力の縮小 ③前2号に掲げるもののほか，村長が軽微な変更と認めるもの
↓	
協議終了の通知 （条例第14条）	●必要資料（規則第9条） ①太陽光発電設備の設置，管理等に関する計画協議終了通知書（様式第9号）
↓	
協定の締結 （条例第15条）	**※特定太陽光発電設備（50kW以上），または抑制区域に設置する太陽光発電設備に限る。** ●協定事項（規則第10条） 生活環境の保全，災害発生の防止及び安全対策，太陽光発電設備及び事業区域の管理，その他村長が必要と認めるもの
↓	
工事着手の届出 （条例第16条）	**※特定太陽光発電設備（50kW以上），または抑制区域に設置する太陽光発電設備に限る。** ●必要資料(規則第11条) （特定）太陽光発電設備設置工事着手届（様式第10号）
↓	
工事の着手	
↓	
工事完了の届出 （条例第16条）	**※特定太陽光発電設備（50kW以上），または抑制区域に設置する太陽光発電設備に限る。** ●必要資料(規則第11条) （特定）太陽光発電設備設置工事完了届（様式第10号） **※次のいずれかに該当する場合にも，様式第10号を提出すること。** **・施工中の設置工事を中止するとき** **・中止していた設置工事を再開するとき** **・施工中の設置工事を廃止するとき**
↓	
事業廃止の届出 （条例第17条）	●必要資料（規則第12条） 太陽光発電事業廃止届(様式第11号)

地位の継承等 （条例第18条）	**※地位の継承が生じたとき** ●必要資料（規則第13第1項） ①太陽光発電事業設置者地位承継届(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 ②設置者の地位を承継した事実を証する書類 ③設置者の地位を承継した者の住民票の写し(設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては，法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書 ④太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し(地位を承継した者による契約に限る。) ⑤前3号に定めるもののほか，村長が必要と認める書類 **※管理者が変更となるとき** ●必要資料（規則第13条第２項） ①太陽光発電事業管理者変更届(様式第13号) ②管理者の変更を証する書類